

2025年2月5日

各 位

会 社 名	株式会社芝浦電子	
代 表 者 名	代表取締役社長社長執行役員	葛西 晃
(コード番号	6957 東証スタンダード市場)	
問 合 せ 先	執行役員経営管理部長	星ノ谷 行秀
電 話 番 号	048-615-4000	

会 社 名 YAGEO Corporation
代表者名 Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

YAGEO Corporation が設立予定の中間持株会社による
株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ

YAGEO Corporation は、本日、別添の「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、YAGEO Corporation（公開買付者完全親会社）が、株式会社芝浦電子（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年2月5日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

2025年2月5日

各位

会社名	YAGEO Corporation
代表者名	Founder and Chairman Pierre T.M. Chen

株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

YAGEO Corporation（以下「YAGEO」といいます。）は、YAGEOが本日以降速やかに設立する予定である中間持株会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じて、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社芝浦電子（以下「対象者」といいます。）を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本日現在、YAGEOは対象者株式1,000株（所有割合（注1）：0.01%）を所有（注2）しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2024年12月13日に提出した自己株券買付状況報告書（以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。）に記載された2024年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730株）から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（313,437株）（同日現在において役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）が所有する対象者株式169,050株を含みません。）を控除した株式数（15,246,293株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。以下同じです。

（注2）対象者株式1,000株のうち900株については、YAGEOは、2025年2月4日に買付けの約定を行っており、同月6日を受渡日として取得予定です。以下同様です。

YAGEOは、下記「2. 買付けの目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者の大手センサメーカーとしての強みを理解し、本取引を通じて共に「世界屈指のセンサメーカー」を目指す関係性が築かれると考え、2024年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024年10月11日、YAGEOは、対象者に対して、まず、YAGEOの創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。以降YAGEOは、対象者に対して、複数回面談を依頼したものの、それら全てが対象者より拒否されたことから、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した企業の取締役会は真摯な検討をすることを推奨する経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「企業買収行動指針」といいます。）の趣旨に沿って、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して本取引に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。YAGEOは、本意向表明書の提出後、その内容及びYAGEOの意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して要請を続けておりましたが、YAGEOは2025年1月16日において、本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から守秘義務契約書の案（以下「本対象者NDA案」といいます。）を受領しました。本対象者NDA案はYAGEOに一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間YAGEOによる対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEOは、対象者の情報を受領す

るためではなく、専ら YAGEO による提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者 NDA 案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えております。しかしながら、YAGEO としては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者 NDA 案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。本日時点までにそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEO は対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にも YAGEO の提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様の判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、本日、本取引に関する予定を公表することを決定いたしました。

YAGEO は、(i) 本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び今後対象者が設置することが予想される特別委員会（以下「対象者特別委員会」といいます。）に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び対象者特別委員会から、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば、真摯に対応する予定であり、そのために必要かつ十分な期間を確保すること、及び (ii) 対象者やその株主の皆様が本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討時間を確保するとともに、(iii) 本許認可等手続（下記「<本公開買付前提条件>」で定義します。以下同じです。）の完了予定時期の見込み（2025 年 5 月下旬）を踏まえ、2025 年 5 月上旬には、本許認可等手続が本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）の末日（2025 年 6 月 17 日を予定）までに完了することが、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025 年 5 月 7 日に本公開買付けを開始することを想定しております。Yageo は、2025 年 5 月 7 日に本公開買付けを開始する想定であること、また本公開買付期間について 30 営業日を予定していることから、これらをあわせると、本公開買付けは、本日から本公開買付期間の末日までの間に、4 ヶ月以上の検討期間を設定しており、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超えているため、対象者やその株主の皆様が本取引をご検討するに際して、必要な時間的猶予を十分に提供しているものと考えております。

本公開買付けにつきましては、本公開買付前提条件（下記「1. 本公開買付けの概要」の「<本公開買付前提条件>」で定義します。以下同じです。）の全てが充足され又は YAGEO により放棄された（但し、YAGEO が放棄できるのは本公開買付前提条件②及び本公開買付前提条件③（下記「1. 本公開買付けの概要」の「<本公開買付前提条件>」で定義します。）に限ります。以下同じです。）ことを条件として、2025 年 5 月 7 日に開始することを予定しております。今後本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせするとともに、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付けの概要は下欄に記載のとおりであり、詳細は、下記「2. 買付けの目的等」以降に記載しております。

1. 本公開買付けの概要

①	公開買付者	YAGEO が設立する予定である対象者株式を取得及び所有することを目的とした中間持株会社
②	公開買付対象者	株式会社芝浦電子
③	買付け等を行う株券等の種類	普通株式
④	買付け等の価格	1 株あたり 4,300 円（以下「本公開買付価格」といいます。）（下記<本公開買付価格

		<p>>参照)</p> <p>本公開買付価格は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの直近1週間、直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の終値単純平均値(小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値について同じです。)に対してそれぞれ以下のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率について同じです。)を加えた価格です。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基準日終値3,140円に対して36.94% - 1週間終値単純平均値3,169円に対して35.69% - 1ヶ月終値単純平均値3,213円に対して33.83% - 3ヶ月終値単純平均値3,252円に対して32.23% - 6ヶ月終値単純平均値3,274円に対して31.34%
⑤	買付予定数	<ul style="list-style-type: none"> - 上限：なし - 下限：7,624,600株(注1) <p>(注1) 買付予定数の下限は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された2024年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(15,559,730株)から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(482,487株)(同日現在においてBIP信託が所有する対象者株式169,050株を含みます。)を控除した株式数(15,077,243株)に係る議決権の数(150,772個)の50.57%(注2)となる議決権の数(76,246個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(7,624,600株)(所有割合：50.01%)としております。なお、買付予定数の下限は、本公開買付け開始時点の対象者の発行済株式総数や自己株式数を踏まえ、調整する可能性があります。</p> <p>(注2) YAGEOは、本公開買付けにおいて、公開買付者をして対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式(313,437株)を除きます。)を取得させることにより、対象者をYAGEOの完全子会社とすることを目的としておりますが、下記「2. 買付けの目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、YAGEOは、対象者の株主には、対象者の意見表明の内容に係わらず公開買付けへの応募を行わない株主、又は、仮に対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、対象者取締役会の当該意見に理解を示し、応募を控える株主のうち、本公開買付けが成立し、公開買付者が所有割合50.01%以上に相当する対象者株式を所有するに至った(すなわち、公開買付者が対象者の親会社となった場合を意味します。)場合に想定される本株式併合(下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」で定義します。以下同じです。)を議案とする本臨時株主総会(下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」で定義します。以下同じです。)で本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる株主が、一定数存在すると考えております。そこで、仮に本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者株式数が買付予定数の下限であったとしても、公開買付者が所有割合50.01%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合には、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる株主と併せて本株式併合に係る議案の可決要件を満たすことを確保すべく、公開買付者が所有割合にして50.01%の対象者株式を所有することとなる株式に係る議決権割合として、50.57%を</p>

		乗じることとしております。
⑥	公開買付開始時期	YAGEO は、(i) 本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び対象者特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び対象者特別委員会から、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば、真摯に対応する予定であり、そのために必要かつ十分な期間を確保すること、並びに (ii) 対象者やその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保するとともに、(iii)本許認同等手続の完了予定時期の見込み(2025年5月下旬)も踏まえ、2025年5月上旬には、本許認同等手続が本公開買付期間の末日(2025年6月17日を予定)までに完了することが、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025年5月7日に本公開買付けを開始することを想定しております。本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。
⑦	公開買付期間	30 営業日。但し、本公開買付期間中に本公開買付けに応募された普通株式(以下「応募株式」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、YAGEO は公開買付者をして速やかにその旨を公表させ、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する(但し、本公開買付けの開始日から 21 営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない)ことを予定しております。YAGEO は、これにより、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。詳細については、下記<本公開買付期間>をご参照ください。
⑧	公開買付代理人	公開買付代理人は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、復代理人として三菱UFJ e スマート証券株式会社を起用する予定です。

本取引の詳細については、下記「2. 買付けの目的等」以降をご覧くださいたく存じますが、下記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(i) 対象者を完全子会社化することにより、製品・技術開発、生産、及び販売網・サービスといった面で両社のシナジーが大きく実現され、両社において企業価値を最大化させる具体的な蓋然性が高いものと確信しております。また、(ii) 本公開買付価格(4,300円)は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアムを加えた価格であり、下記<本公開買付価格>に記載のとおり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。)におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025

年1月時点における平均PBR（株価純資産倍率）が0.8倍であるところ、本公開買付け価格はPBR1.9倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えております。加えて、(iii)本公開買付けの買付代金は65,559,059,900円（買付予定数（15,246,293株）に本公開買付け価格（1株あたり4,300円）を乗じた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。）であるところ、本公開買付けに係る決済は、YAGEOからの出資金（公開買付者は、YAGEOから、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日までに、本公開買付けの買付代金及びその他買付手数料等の資金の出資又は融資を受ける予定です。）を用いる予定であり、YAGEOの2024年9月30日現在の預金額は425,982.88百万円（94,244百万台湾ドルを、1台湾ドル/4.52円（同日付）で換算した金額）であるため、決済資金の準備も完了しております。さらに、(iv)YAGEOは、本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な支障となる事実を認識しておりません。

以上の事実を踏まえると、本取引は、全体として、企業買収行動指針においてその実施が推奨されている、「望ましい買収」であるものと確信しております。

また、YAGEOは、対象者の企業価値を向上させ、対象者の株主の皆様には公正な対価を分配する本取引の実施は、対象者及びその株主の皆様のみならず、様々なステークホルダーにとっても有益であるとの考えのもと、下記「2. 買付けの目的等」の「(6) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について」に記載のとおり、本取引の全体にわたって、企業買収行動指針において公開買付者として要求されるプロセスを遵守していると考えており、対象者においても同指針に沿った対応（注1）がなされることと想定しております。なお、YAGEOは、本取引に係るリーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業及びベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）を選任し、両法律事務所から法的助言を受けております。

（注1）企業買収行動指針においては、「経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告することが原則となる。」「付議された取締役会では、『真摯な買収提案』に対しては『真摯な検討』をすることが基本となる。」「『真摯な買収提案』であるとして、取締役会が『真摯な検討』を進める際には、買収提案についての追加的な情報を買収者から得つつ、（中略）企業価値の向上に資するかどうかの観点から買収の是非を検討することとなる。（中略）この際、（中略）過去の株価水準よりも相応に高い買収価格が示されていることから、合理的に考えれば企業価値を高めることが期待し得る提案であれば、取締役・取締役会としてはこれを十分に検討する必要がある。また、取締役会は、買収者が提示する買収価格や企業価値向上策と現経営陣が経営する場合の企業価値向上策を、定量的な観点から十分に比較検討することが望ましい。」旨が定められております。

本日現在、YAGEOは、対象者やその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保するとともに、本許認可等手続の完了予定時期の見込み（2025年5月下旬）も踏まえ、2025年5月上旬には、本許認可等手続が本公開買付期間の末日（2025年6月17日を予定）までに完了することが、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025年5月7日に本公開買付けを開始することを想定しております。なお、対象者から本公開買付けの開始を延期するよう申出がなされた場合でも、その時点での状況（現時点では予想しきれない対象者の動向及びその他ステークホルダーの動向等）にもよりますが、YAGEOは、現時点で開始を延期する予定はありません。もっとも、下記＜本公開買付前提条件＞の「(ア)本公開買付前提条件①に係るYAGEOの認識について」に記載のとおり、対象者グループに関する公開情報等を基にするのでは把握することができない事情等により、YAGEOにおいて、各国規制の遵守のため追加的な時間を要することとなった場合等には本公開買付けの開始日を延期する可能性があります。本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な支

障となる事実は認識しておりませんが、対象者グループの事業内容につき公開情報等を基にしたのでは把握することができない事情が発覚した等により、YAGEOにおいて、各国規制の遵守のため追加的な時間を要することとなった場合等、今後本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせするとともに、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

<本公開買付価格>

本公開買付価格は4,300円とする予定です。但し、本公開買付価格は、(a) 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び(b) 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないことを前提としております。上記(a)又は(b)の前提と異なる事由が生じた場合には、当該事由による対象者株式への影響を踏まえた1株あたりの影響に相当する金額を基にして本公開買付価格を見直す可能性があり、本公開買付価格の見直しを行う場合、YAGEOは、本公開買付けの開始時点までに当該見直しを行います。

なお、(a) 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由のうち、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(x) 対象者の業務執行を決定する機関が、(a) 本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,635百万円(注2))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び(b) 具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,635百万円)を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、(y) 対象者の業務執行を決定する機関が、(a) 自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,635百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び(b) 上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、並びに(z) 対象者の業務執行を決定する機関が、(a) 事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止、ないしは重要な財産の処分又は譲渡を行うことを決定した場合、又は(b) 上記事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止、ないしは重要な財産の処分又は譲渡を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合を想定しております。また、法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由のうち、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、(x) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(y) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合を想定しております。

(注2) 対象者が2024年6月26日に提出した第66期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)の「第5 経理の状況2【財務諸表等】(1)【財務諸表】①貸借対照表」によれば、対象者の2024年3月期の単体の貸借対照表上の純資産額は16,353百万円(1株あたり純資産額(2024年7月1日付で行われた株式分割後の発行済株式数15,559,730株に係る1株あたり純資産額。以下同じ。)は1,051円)です。対象者が2024年11月11日に提出した「2025年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」によれば、対象者は2025年3月期末に1株あたり150円の配当を行う予定とのことですが、これは対象者の2024年3月期の単体の貸借対照表上の1株あたり純資産額の10%に相当する額(1,051円)を大きく下回っております。

下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載のとおり、本公開買付価格

(4,300円)は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び31.34%のプレミアムを加えた価格であり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。)におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR(株価純資産倍率)が0.8倍であるところ、本公開買付け価格はPBR1.9倍に相当する水準であることからすれば、現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、YAGEOは、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様にご覧に企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行われなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものと考えております。

<本公開買付け期間>

本公開買付け期間については、30営業日に設定することを予定しております。YAGEOは、(i)本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び今後対象者が設置することが予想される対象者特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び対象者特別委員会から、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば、真摯に対応する予定であり、そのために必要かつ十分な期間を確保すること、及び(ii)対象者やその株主の皆様にご覧に本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討時間を確保するとともに(iii)本許認可等手続の完了予定時期の見込み(2025年5月下旬)も踏まえ、2025年5月上旬には、本許認可等手続が本公開買付け期間の末日(2025年6月17日を予定)までに完了することが、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025年5月7日に本公開買付けを開始することを想定しており、本公開買付け期間について30営業日を予定していることから、これらをあわせると、本公開買付けは、本日から本公開買付け期間の末日までの間に、4ヶ月以上の検討期間を設定しており、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超えているため、対象者やその株主の皆様が本取引をご検討するに際して、必要な時間的猶予を十分に提供しているものと考えております。

これらに加えて、下記「2. 買付けの目的等」の「(6) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について」の「②強圧性を排除することを意図した条件設定」に記載のとおり、本公開買付け期間中に応募株式の数の合計が買付予定数の下限(7,624,600株)(当該買付予定数の下限に関する詳細については、下記「2. 買付けの目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」の記載をご参照ください。以下同じです。)に達した場合には、YAGEOは公開買付者をして速やかにその旨を公表(注3)させ、かつ、本公開買付け期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付け期間を延長する(但し、本公開買付け期間の開始日から21営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付け期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付け期間の延長を行わない)ことを予定しております。YAGEOは、これにより、本取引の是非に関する意思表示(賛否)と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

(注 3) 具体的な確認方法としては、YAGEO は、本公開買付期間中（本注に記載の方法により、応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,624,600 株）に達したことを確認し、かつ、本公開買付期間を延長した場合における、当該延長後の本公開買付期間中においても同じです。）の毎営業日午後 2 時 00 分（日本時間を意味します。以下本注において同じです。）を基準時間として、公開買付代理人をして、(i) 同基準時間時点までに同代理人の証券口座に実際に応募がなされている株式数を集計させ、(ii) 同日午後 5 時までに YAGEO 及び公開買付者に対して報告させることを予定しております。当該時点における応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,624,600 株）に達した場合には、YAGEO は、公開買付者をして、かかる報告に基づき、その旨を同日中又は翌営業日に公表させる予定です。但し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達したことが本公開買付期間の末日の前営業日の基準時点までに確認できない場合には、本公開買付期間の末日に限り、本公開買付けの応募期限である同日正午時点において応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,624,600 株）に達した場合には、その旨を同日中に公表させ、また同日中に公開買付届出書の訂正届出書を提出させる予定です。

<本公開買付前提条件>

本公開買付けは、以下の前提条件（以下、①の前提条件を「本公開買付前提条件①」、②の前提条件を「本公開買付前提条件②」、③の前提条件を「本公開買付前提条件③」といい、それらを併せて「本公開買付前提条件」といいます。）の全てが充足され又は YAGEO により放棄された場合（但し、YAGEO が放棄できるのは本公開買付前提条件②及び本公開買付前提条件③に限ります。）に、開始いたします。

- ① 本取引の実行にあたり必要となる国内外の外資規制及び対外投資規制に基づく手続（以下「本許認可等手続」といいます。詳細は下記「(ア)本公開買付前提条件①に係る YAGEO の認識について」に記載のとおりです。）が全て完了し、又は本公開買付期間の末日までに完了することが合理的に見込まれると YAGEO が判断していること
- ② (a) 法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び(b) 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないこと
- ③ 本公開買付けに対して、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する旨の対象者における取締役会決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見が変更又は撤回されていないこと

a. 本公開買付前提条件①に係る YAGEO の認識について

本公開買付前提条件①の本許認可等手続の具体的な内容について、YAGEO は、本日現在、現時点までに入手可能であった公開情報を基に、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき、本取引の実行にあたり、日本における外資規制及び台湾における対外投資規制に基づく手続が必要になると判断しております。なお、YAGEO は対象者との間で、本許認可等手続について協議を行っていないことから、今後、公表されていない対象者グループの事業内容が明らかとなり、当該事業内容又は監督当局の見解に照らして上記以外の国外における本許認可等手続が必要となった場合には、その旨を公表するとともに、その手続の完了に向けて直ちに必要な対応をいたします。対象者グループに関する公開情報等を基にするのでは把握することができない事情等により、YAGEO において、各国規制の遵守のため追加的な時間を要することとなった場合等には本公開買付けの開始日を延期する可能性があるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。もっとも、YAGEO としては、上記のとおり、本取引の実施に当たって必要となる可能性のある

本許認可等手続について各国の現地法弁護士のアドバイスを基に精査した結果として、上記各手続以外に必要となる本許認可等手続を認識していないことから、本日現在、これらの手続の完了に向けて対応を進めた上で、2025年5月7日に、本公開買付けを開始することを予定しています。

なお、YAGEOは、本日現在、YAGEOが必要であると認識している本許認可等手続について、日本及び各国の弁護士のアドバイスに基づき、本公開買付期間の開始までに完了することができるよう必要な対応を進めており、現状及び今後の見通しは以下のとおりです。本公開買付期間の開始までに完了しなかったとしても、遅くとも本公開買付期間の末日（2025年6月17日を予定）までに、全ての本許認可等手続は完了する見通しです。

地域	根拠法令	現状	完了見込時期（予定）
日本	外国為替及び外国貿易法（外資規制）	本日以降当局と調整の上で、速やかに（遅くとも2024年4月中旬までに）提出予定	2025年4月下旬まで
台湾	公司國外投資處理辦法（対外投資規制）	本日以降、2025年2月中旬までの間に提出予定	2025年5月下旬まで

(※) 今後想定される本許認可等手続のスケジュールに変更が生じ、本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせいたします。

(イ) 本公開買付前提条件②について

YAGEOは、本日現在、本公開買付前提条件②に該当する事由が生じていることを認識しておりません。YAGEOは、本公開買付前提条件②に該当する事由が生じた場合であっても、本公開買付価格の修正により対応可能なときは、本公開買付前提条件②を放棄します。

(ウ) 本公開買付前提条件③に係る YAGEO の認識について

YAGEOは、対象者株主の皆様へ、公開買付者の提案が、対象者の企業価値の最大化に資するものであり、かつ、当該企業価値の最大化を踏まえた本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が、対象者ひいては対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であることを十分にご理解いただいた上で本公開買付けに対する応募の是非をご判断いただきたいと考えており、そのためには、本公開買付けを実施するにあたって対象者取締役会にも公開買付者の提案を十分にご理解いただいた上でご賛同いただき、その旨を対象者株主の皆様にご表明いただくことが重要であると考えております。以上を踏まえて、本公開買付けを実施するにあたり、対象者取締役会の賛同を得た上で進めるべく、前提条件③を本公開買付前提条件に含めております。

YAGEOとしては、本日現在、本許認可等手続の完了に向けて対応を進めた上で、2025年5月7日に、本公開買付けを開始することを予定していますが、対象者グループに関する公開情報等を基にするのでは把握することができない事情等により、YAGEOにおいて、各国規制の遵守のため追加的な時間を要することとなった場合等には延期する可能性があるため、本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせするとともに、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付けを含む本取引の実行について、本日現在、対象者取締役会のご賛同は得られていない状況ですが、(i) 本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び今後対象者が設置することが予想される対象者特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げること、並びに(ii) 対象者取締役会及び対象者特別委員会から、本公開買付けに対する意

見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば真摯に対応することを予定しております（YAGEO は、そのための必要かつ十分な期間を確保すること、並びに対象者の株主の皆様に対して、本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討時間を確保するとともに、本許認可等手続の完了予定時期の見込み（2025 年 5 月下旬）も踏まえ、2025 年 5 月上旬には、本許認可等手続が本公開買付期間の末日（2025 年 6 月 17 日を予定）までに完了することが、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025 年 5 月 7 日に、本公開買付けを開始することを予定しております。）。なお、対象者から本公開買付けの開始を延期するよう申出がなされた場合でも、その時点での個別事情にもよりますが、YAGEO は、現時点で開始を延期する予定はありませんが、対象者取締役会にも公開買付者の提案を十分ご理解いただいた上でご賛同いただけるよう誠実にご説明差し上げます。

<本公開買付けを含む本取引のスケジュール>

現時点で YAGEO が想定している、本公開買付けを含む本取引のスケジュールは、大要において、以下のとおりです。

本公開買付けに関する公表	2025 年 2 月 5 日
外資規制（日本）に基づくクリアランスの取得	2025 年 4 月下旬まで
公開買付開始公告日	2025 年 5 月 7 日
公開買付届出書提出日	2025 年 5 月 7 日
対外投資規制（台湾）に基づくクリアランスの取得	2025 年 5 月下旬まで

2. 買付けの目的等

(1) 本公開買付けの概要

YAGEO は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付前提条件の全てが充足され又は YAGEO により放棄されたことを本公開買付け開始の条件として、公開買付者をして東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437 株）を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施させることを決定いたしました。なお、本日現在、YAGEO は対象者株式 1,000 株（所有割合：0.01%）を所有しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 7,624,600 株（所有割合：50.01%）（注 1、2）と設定し、(i) 応募株式の数の合計が 7,624,600 株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii) 本公開買付期間中に応募株式の数の合計が 7,624,600 株に達した場合（確認の方法等については上記「1. 本公開買付けの概要」の（注 3）をご参照ください。）には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する（但し、本公開買付期間の開始日から 21 営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しております。YAGEO は、これにより、本取引に反対する株主は、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨（すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨）の公表をしてから 10 営業日は本公開買付けに応募する機会が確保されているため、まずは本公開買付けに応募しないという形で本取引の是非に関する意思表示（反対）を示し、応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した旨（すなわち、本公開買付けが成立する見込みである旨）の公表があった場合は当該公表日から 10 営業日の間に本公開買付けに応募するか否かの意思表示を示すことができることから、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか

否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。他方、YAGEOは、本公開買付けにおいて、公開買付者をして対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437株）を除きます。）を取得させることにより、対象者をYAGEOの完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株式の数の合計が買付予定数の下限（7,624,600株）以上の場合には、公開買付者は、応募株式の全部の買付け等を行います。

なお、YAGEOによる具体的な買付予定数の下限の設定の理由は以下のとおりです。

YAGEOとしては、本取引は企業買収行動指針における「望ましい買収」に該当するものであり、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的な取引であると考えており、事業法人株主等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。但し、YAGEOは、対象者の株主には、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主といった、対象者の意見表明の内容に係わらず公開買付けへの応募を行わない株主、又は、仮に対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、対象者取締役会の当該意見に理解を示し、応募を控える株主が一定数存在すると考えております。しかしながら、仮に本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明しない状況で本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においては、本取引が対象者の企業価値向上に資するのみならず、重要なステークホルダーである対象者の取引先の利益並びに対象者の従業員も含めた対象者株主の利益も重視した真摯な提案であると考えられることを踏まえると、一般的には対象者の取締役会は、新たに親会社となった公開買付者の経営方針等に一定の理解を示し、親会社の方針と一致した方針のもとに事業運営を行うことが想定されます。また、対象者の取締役会のかかる理解を踏まえて、対象者の関係者にも当該経営方針等について理解いただけると考えられます。そのため、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者の親会社となった場合においては、対象者取締役会も本株式併合に係る議案に賛同することになると考えられるところ、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主のうち、本公開買付けが成立し、YAGEOが所有割合50.01%以上に相当する対象者株式を所有するに至った（すなわち、公開買付者が対象者の親会社となった場合を意味します。）場合に想定される本株式併合を議案とする本臨時株主総会で本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる株主が一定数存在すると考えております。

YAGEOは、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主のうち、本公開買付けに応募するか否かは現時点で不確実であるが、本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる株主に係る対象者株式として、対象者の従業員持株会が所有している譲渡制限付株式、対象者の株式持ち合い先が所有している株式、及び事業法人と考えられる株主が所有している株式が該当すると考えております。YAGEOは当該株主の所有割合について、財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に推計を依頼したところ、厳密な推計は困難であるものの、対象者による開示情報に基づけば、2024年3月31日時点において、対象者の従業員持株会が所有している88,620株（2024年7月1日付で行われた株式分割を考慮した株数）の譲渡制限付株式（所有割合0.58%）、対象者の開示情報及び金融市場等の各種データ提供サービスを行う情報ベンダーの2025年1月時点の情報に基づけば、対象者の株式持ち合い先が所有している少なくとも1,336,746株（所有割合8.77%）及び事業法人と考えられる株主が所有している少なくとも341,000株（所有割合2.24%）を含めて、所有割合に換算して少なくとも約11.59%に達すると考えることが合理的であるとの試算が示されました。YAGEOとしては、対象者の従業員持株会が所有する譲渡制限付株式（所有割合0.58%）については、譲渡制限が付されていることから、対象者の意見表明の内容に係わらず、本公開買付けに応募することができないと想定されますが、従業員持株会による議決権行使は一般的には発行体の取締役会の意向に従うことから、本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれるものと考えられます。また、対象者の株式持ち合い先が所有している株式（所有割合8.77%）及び事業法人と考えられる株主が所有している株式（所有割合2.24%）については、取引先等が政策保有又はそれに類似する目的で所有されていることを踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合に

は、当該株式についても対象者取締役会の当該意見に理解を示し応募を控えると想定されるものの、本公開買付けの成立後は、対象者取締役会は本株式併合に係る議案に賛同することが見込まれることから、対象者取締役会の意見を尊重して、本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使すると見込まれると考えられます。

上記のとおり、対象者株主の状況を踏まえると、対象者株式を政策保有又はそれに類似する目的で所有している株主が一定数存在していることから、本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有割合が3分の2未満に留まるという状況となることも可能性として想定されることから、所有目的が取引先等による政策保有又はそれに類似する目的である株主のうち、公開買付けへの応募を行わないものの、本株式併合に係る議案に賛成の議決権を行使すると見込まれる株主に係る対象者株式は、所有割合に換算して約 11.59%に達する株式が該当するものと考えられことから、仮に本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者株式数が買付予定数の下限であったとしても、本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる対象者株式が所有割合に換算して 61.60%に達すると見込まれます。そして、実際には本株式併合に係る議案の決議成立に必要な対象者株式数は、所有割合にして、対象者の直近5期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値(約 86%) (注3) に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた割合(約 57%) に相当する水準であると考えられることを踏まえると、上記のとおり本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使が見込まれる対象者株式数の水準(約 61.60%) はこれを超えると推計されることから、本株式併合に係る議案の可決要件を満たすと予想されることを考えております。以上を踏まえ、YAGEOは、本公開買付けの成立を安定的なものとし、本取引の蓋然性を最大化しつつ、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2を所有するに至らない場合でも、その所有する対象者の議決権が、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が承認される水準となるよう、公開買付者が所有割合にして 50.01%の対象者株式を所有することとなる株式に係る議決権割合として、買付予定数の下限を、対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(15,559,730 株) から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(482,487 株)(同日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を含みます。)(注2) を控除した株式数(15,077,243 株)に係る議決権の数(150,772 個)の 50.57%となる議決権の数(76,246 個)に対象者の単元株式数(100 株)を乗じた株式数(7,624,600 株)(所有割合: 50.01%)としております。

なお、YAGEOは、公開買付予定数の下限の設定にあたり、対象者からその株主に関する情報等の提供がなされていない状況下において、一般論に基づく合理的な分析により、各株主の属性に応じて、本公開買付け及び本株式併合に係る議案における行動を考慮しております。また、下記「(6) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について当該公開買付予定数の下限」の「②強圧性を排除することを意図した条件設定」で記載しているとおり、YAGEOは本取引において強圧性を排除することを意図した条件設定をおこなっていることから、本取引における公開買付予定数の下限を前提としても、本取引では強圧性が排除されているものと考えております。

(注1) 買付予定数の下限は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(15,559,730 株) から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(482,487 株)(同日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を含みます。)を控除した株式数(15,077,243 株)に係る議決権の数(150,772 個)の 50.57%となる議決権の数(76,246 個)に対象者の単元株式数(100 株)を乗じた株式数(7,624,600 株)(所有割合: 50.01%)としております。なお、買付予定数の下限は、本公開買付け開始時点の対象者の発行済株式総数や自己株式数を踏まえ、調整する可能性があります。

(注2) 対象者が 2021 年 5 月 21 日に公表した「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」に記載のとおり、BIP 信託が保有する対象者株式に係る議決権は信託期間(対象者によれば、当該信託期間は 2026 年 3 月 31 日までとのことです。)中行使されないこととされており、本臨時株主総会においても当該議決権は行使される可能性がないことから、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、2024 年 11 月 30 日現在において BIP 信託が保有する対象者

- 株式数(169,050株)を買付予定数の下限の設定の基礎となる対象者株式数に加算しておりません。
- (注3) 対象者有価証券報告書によれば、2024年6月25日開催の対象者第66回定時株主総会の基準日における議決権の数は236,739個でしたが、2024年6月27日に対象者が提出した臨時報告書によれば、行使された議決権の数は全議案平均61,206個であり、行使された議決権は総議決権個数に対して約79%(小数点以下四捨五入)に相当します。同様に過年度の議決権行使率を算定すると、第65回定時株主総会は約78%、第64回定時株主総会は約81%、第63回定時株主総会は約80%、第62回定時株主総会は約86%となり、対象者の直近5期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は約86%(以下「最大議決権行使比率」といいます。)となります。また、2024年1月から12月に公表された上場会社の非公開化を目的とした公開買付けのうち、公開買付け成立後に株式併合議案が決議された事例30件においては、株式併合議案(スクイーズアウト議案)に係る議決権行使比率(但し、公開買付主体及びその特別関係者の行使個数は当該計算から除いております。)の第1四分位数、中央値及び第3四分位数(注4)はそれぞれ約20%、約33%及び約55%であります。当該中央値を、各事例における対象者の直近の定時株主総会の議決権行使比率で除した割合の中央値は約44%となり、100%に対して約半分未満程度となっていることから、株式併合議案(スクイーズアウト議案)に係る公開買付主体及びその特別関係者の議決権を控除した株主の議決権行使比率は、平時の定時株主総会の議決権行使比率に比して大きく低下する傾向があると考えられます。なお、本株式併合に係る議案の成立に必要な議決権の数を検討するに際しては、対象者の直近の株主総会における議決権行使比率を参考とすること、及び株式併合議案に係る公開買付主体以外の株主の議決権行使比率は平時の定時株主総会の議決権行使比率から低下することを考慮することも考えられますが、保守的に当該株式併合議案における議決権行使比率の低下を考慮せずに、最大議決権行使比率を使用することといたしました。
- (注4) データを小さい順に並べて、下から4分の1に該当するデータを第1四分位数、下から2分の1に該当するデータを第2四分位数(中央値)、下から4分の3に該当するデータを第3四分位数といえます。

また、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式(313,437株)を除きます。)を取得できなかった場合のうち、本公開買付けの結果、(i) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(ii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合、(iii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、公開買付者は、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は対象者を完全子会社化する方針を変更せず、スクイーズアウト手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しており、上記(ii)及び(iii)の場合には対象者に対して、本臨時株主総会(下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)の開催を要請する予定です。上記(注2)に記載のとおり、YAGEOは、上記(iii)の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。

但し、上記(iii)の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、最終的には公開買付者をして対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式(313,437株)を除きます。)を取得させることを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です(このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。)。YAGEOは、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け(法において認められる場合に限り)を予定しております。本公開買付

けが成立した場合には、当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

なお、上記追加取得において、公開買付者が株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額）といたします。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程

I.YAGEO グループについて

1977年に設立され、台湾に本社を置く YAGEO は、電子部品ソリューションのグローバルサービスプロバイダであり、業界で広く認知されている YAGEO ブランドを有し、受動部品技術（注1）の幅広い選択肢を提供しております。YAGEO は台湾証券取引所（2327-TW）に上場しており、時価総額は2024年2月4日時点で約80億米ドルです。

YAGEO は、35カ国に61の製造拠点と20のR&Dセンターを構え、チップ抵抗器、タンタル、MLCC、フィルム、アルミニウム電解コンデンサ、インダクタ、回路保護コンポーネント、磁気、アンテナ、センサ、アクチュエータ及びワイヤレスコンポーネントの優れたポートフォリオ、ならびに顧客の多様な要件と幅広いエンドマーケットの領域を満たすように設計されたグローバルな生産拠点及びグローバルな顧客に向けた販売能力を有しております。

YAGEO の製品は、自動車、産業、5G、IoT、AI データセンター、通信、医療、航空宇宙、代替エネルギー、コンピュータ及び周辺機器、家電等、あらゆる種類の電子アプリケーションに広く使用されております。また、グローバルなブランド顧客（注2）、EMS（注3）、ODM（注4）/OEM（注5）、流通業者等を含め、強力で多様な顧客プロファイルを有しております。

過去数年間において、YAGEO が全世界で4万人以上の従業員を抱える企業グループとなり、40億米ドル超の連結売上高を要する企業へと成長を続けてきた背景には、オーガニックな成長のみならず、グローバル市場における戦略的な M&A を行ったことが寄与しております。YAGEO は、M&A を通じて、YAGEO が求める高度な技術、ノウハウ、優秀な人材が融合することで、製品ポートフォリオを強化し、継続的に成長できると考えており、その成長の源の一つが M&A です。例えば、2023年にはドイツのハイエンド温度センサ市場をけん引する Heraeus Nexensos の買収と、Schneider Electric よりフランスの Telemecanique Sensors の買収が完了しました。2022年には株式交換を通じて、インダクタの主要なメーカーである Chilisin Electronics を統合しました。また、2020年の、各種キャパシタ及びセンサを含む製品に関するハイエンド（注6）な技術と、自動車、5G、ネットワーク、通信、産業等の業界における販売チャンネルを有する KEMET の買収も、YAGEO のさらなる成長に拍車をかけました。YAGEO は、「台湾に根差し、世界に展開する」という企業理念を遵守し、受動部品業界の発展を深化させるとともに、グローバルに規模を拡大し続けております。上述のグローバルな買収と自社の製品ポートフォリオ最適化を経て、高いデザインイン（注7）の能力と、参入が難しいセグメントや市場への広範なリーチを有するソリューションプロバイダへと変貌を遂げ、製品、技術、人材、及び販売においてグローバルな競争優位性を有し、主導的な地位を確立していると考えております。

YAGEO は自らをグローバルにおける最大の受動部品企業の1社と考えており、その地位をさらに高めるために、YAGEO はオーガニックな成長及び M&A を通じて成長し続けることを企図しております。なお、YAGEO のポリシーとして、グループ入りした企業のブランドを使用できるのであれば

継続的に使用しております。これは長い歴史を築き上げてきた企業を尊重し、「一緒」に成長していきたいという思いからです。YAGEO は、買収の際に人材、技術、製品、事業全体の重要性を比較検討するとともに、買収後には対象会社の独立性を尊重いたします。YAGEO は、その専門性を引き続き活用し、顧客の製品を高め、より安全で効率的、そして相互に連携する未来を形作る革新的で信頼性の高いソリューションを提供いたします。

(注1) 受動部品技術とは、供給された電力を消費・蓄積・放出する等受動的な働きをする電子部品をいいます。

(注2) ブランド顧客とは、その最終製品を消費者に供給している顧客をいいます。

(注3) EMS (Electronics Manufacturing Services)とは、電子機器の生産を受託することをいいます。

(注4) ODM (Original Design Manufacturing)とは、委託者のブランドで製品を設計・生産することをいいます。

(注5) OEM (Original Equipment Manufacturing)とは、委託者のブランドで製品を生産することをいいます。

(注6) ハイエンドとは、高性能、高品質であることをいいます。

(注7) デザインインとは、顧客製品の仕様が固まる前の設計段階において、自社製品の採用を促進する営業活動をいいます。

II. 提案の背景

YAGEO は、受動部品業界は、市場需要の鈍化、サプライチェーンにおいて継続する在庫調整、国際紛争、世界的なインフレーション等、様々な不確定要因の影響を受けていると考えております。そのような事業環境にもかかわらず、YAGEO は、ハイエンド市場の拡大、高品質な製品のポートフォリオ最適化、M&A 戦略の実行、統合によるシナジー効果を活用することで成長を続けてきました。YAGEO は、引き続き、変革のための戦略を実行するとともに、高品質な事業とグローバルの事業比率を拡大し、ハイエンドの自動車、産業、航空宇宙、スマートヘルスケア、AI/5G/IoT セグメントに焦点を当てた包括的な製品ポートフォリオを通じて、顧客にグローバルでワンストップな高品質のサービスを提供し、持続可能な事業の強みを確立しながら、株主の皆様と業界のためにより高い価値を創造して参ります。

この戦略の一環として、YAGEO は回路保護部品とセンサを新たな事業の柱として位置付け、ドイツの Heraeus Nexensos やフランスの Telemecanique Sensors 等、過去数年間にわたってハイエンドのセンサを製造・販売する企業を複数、成功裏に買収しました。Heraeus Nexensos は、優れた温度範囲、高精度な測定、高い安定性を有する高品質な白金薄膜温度センサの企業であると考えており、ハイエンドな産業及び自動車分野で100年以上の歴史を有しております。Heraeus Nexensos は、リード線付きセンサ、SMD (表面実装デバイス) センサ、PCB (プリント基板) センサ等、様々な白金薄膜温度センサ部品を提供し、顧客の多様な設計要件を満たします。Telemecanique Sensors は、電気機械及び電子センサの設計、開発、及び供給において世界で認識されております。Telemecanique Sensors は、90年以上にわたってセンサの継続的な技術革新により、ハイエンドのリミットスイッチ、近接センサ、圧力センサを含む、幅広いセンシングソリューションのポートフォリオを構築してきました。それらの製品は、IoT、産業オートメーション、インダストリー4.0 (注8)、インフラストラクチャー等、数々の急成長する産業分野の中で使用されており、その用途も多岐にわたります。これらの企業を YAGEO グループに迎え入れることで、高品質のセグメントへの継続的な戦略的集中を厳に追求し、高品質なコンポーネントソリューションプロバイダとしてハイエンドの製品ポートフォリオを拡大しております。長年のグローバルな M&A 及び統合の経験により、これらの買収は、特に将来の成長に向けたキードライバーである産業セグメントにおいて、YAGEO をさらにセンサ市場に駆り立てることとなりました。例えば、これらの買収により、YAGEO に対しクロスセリングの機会が即時にもたらされました。Heraeus Nexensos 及び Telemecanique Sensors と YAGEO の先進技術とグ

グローバルにおける流通チャネルを活用し、ウォレット・シェア（注9）を獲得し続け、サプライチェーン管理のプロセスをさらに簡素化して顧客にグローバルでワンストップなサービスを提供することとなりました。このようにして、YAGEO は幅広い製品ポートフォリオを有する強力な産業向けのセンサプラットフォームを構築することができ、センサセグメントの年間収益は2023年に4億米ドルを超えました。

YAGEO は長きにわたる変革の取り組みを経て、自動車、産業等の世界各地においてあらゆる種類の電子アプリケーション向けの幅広いチャネルを有しており、グローバルの流通業者の間でも販売実績の観点から確固たる地位を築いていると自負しております。また、本取引は、YAGEO の広範なグローバルの販売・マーケティングネットワークを生かし、製品を幅広い顧客に販売し、顧客のニーズをより把握することで、対象者のさらなる成長のために大いに貢献できると確信しております。さらに、本取引により、対象者は既存事業に加えてYAGEO の回路保護部品部門と、潜在的にはより大きな4億ドル規模のセンサ事業グループとの連携が可能となります。このように、ユニークかつニッチなNTCサーミスタ市場（注10）で規模を拡大することはトップシェアを有するリーダーとなるために有用であると確信している方法です。M&A 及び統合は、YAGEO が過去に事業を拡大させてきた方法でもあり、買収に際しては人材、技術、製品及び事業全体の重要性を比較検討してきました。YAGEO が深く尊敬している素晴らしい業界プレーヤーである対象者についても、同様の方法で実行する方針です。

（注8）インダストリー4.0とは、製造業におけるIoTやAIなどを用いた技術革新をいいます。

（注9）製品またはサービスのカテゴリーに対する顧客の支出額のうち、特定の会社への支出額の割合をいいます。

（注10）温度の上昇により抵抗値が低下する種類の温度センサをいいます。

III. 対象者を含む日本の電子機器メーカーが抱える課題

（ア）日本の電子機器メーカーが抱える課題

対象者の属する電子部品業界は、半導体不足の緩和による自動車生産の回復等、業況の改善が見られる分野では好調ですが、家電製品等、最終需要の低迷や、インフレーション、為替動向、地政学的リスクの上昇等のマクロ経済要因により回復が遅れている分野では伸び悩む等、予断を許さない状況です。このような状況下において、YAGEO は、多くの企業が、収益を安定させるために高付加価値の商品・サービス、グローバル化、ソリューション指向のサービスの促進に努めていると考えております。

対象者の主要製品である、産業製品の温度を検知、管理、そして制御できる温度センサの需要は年々増しております。電動化が進んでいる自動車分野にとどまらず、様々な分野で省エネ、環境エコ等の推進により、温度センサの需要は今後も堅調に推移していくものと考えております。この成長市場では、対象者等の大手企業を含む日本の電子部品メーカーの間で競争がますます激化しており、存続のために製品開発とマーケティング活動に一定の継続的な投資が必要です。

（イ）対象者について

YAGEO は、対象者が、強固な技術力を有するNTCサーミスタの大手メーカーとして世界的に認識されていると考えております。対象者有価証券報告書によれば、対象者は顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応する「技術力」「生産力」「販売力」を強化し、「環境」「省エネ」そして「安全」という時代の要請に応えるとともに、新規事業開拓や多角化等を意識しながらシェア拡大を目指すとのこと。サーミスタを通じて全世界の人々の暮らしに貢献するため、海外販売並びに海外生産拠点の強化に注力するとのこと。対象者グループは、新たな価値の創造という長期経

営構想のもと、2024年5月20日開催の取締役会において、中期経営計画2024—2026を策定、決議したとのことです。2033年度までの10年間のうち当該中期経営計画の期間である2024—2026年は、新市場の開拓、新製品の開発、事業の多角化、先端技術の導入、業務提携・共同開発を実行していくとのことです。また、当該期間における3つの経営基盤は、1)製品開発：顧客ニーズを超える製品開発、2)生産性向上：製造工程の効率化、3)マーケティング：全世界の顧客との連携によるシナジー創出とのことです。また、売上高、営業利益、売上高営業利益率、ROEの4つを財務の重要指標として目標を掲げ、資本コストを意識した経営を行っているとのことです。YAGEOは、対象者がビジョン及び財務目標を実現するために、YAGEOの支援なしに、対象者がグローバル市場の変化に対応し、安定的な収益を確保するために事業をグローバルに拡大するには時間がかかり、困難になる可能性があると考えております。特に、部品構成に比して平均販売価格が低い製品については、世界的にサプライチェーンを合理化しようとしている中で、単体の製品プロバイダーだけでは課題に直面し、本来有するポテンシャルを実現することが困難になる可能性があります。YAGEOは、対象者がその長い歴史の中で培ってきた技術力を活用して事業を拡大し、NTCサーミスタ市場で確固たる地位を築いてきたと考えておりますが、対象者は、本取引を通じて、YAGEOの広範なグローバル販売・マーケティングネットワークを利用することができます。これにより、対象者は、より多くのエンドマーケットで事業を拡大し、競争が激化する環境において成長を加速することができます。YAGEOは、対象者が、両社の様々な連携を通じて、より高い確実性をもって、より早期に、さらには生産性向上や販売・マーケティングの効率化に伴ってより高いマージン水準で、ビジョンと財務目標を達成できると考えております。

IV. YAGEOグループとの想定シナジー等

対象者とYAGEOには補完的な領域が複数あり、両社は以下のような様々な協業を通じて共に成長できると確信しております。なお、本取引によって生じるディスシナジーを検討した結果、現時点で想定するものはございません。

(ア) 製品ポートフォリオの強化

- YAGEOは過去数年間に複数の買収を通じてセンサ製品のポートフォリオを拡大させてきました。対象者はYAGEOのセンサ製品のポートフォリオの幅広さと深さを一層強化できると考えております。

(イ) 主要なエンドマーケットにおける市場機会の捕捉

- NTCサーミスタの需要は、自動車、産業、電力・エネルギー、家電だけでなく、AI/データセンターのコンピューティング分野でも安定的に増加すると予想されております。
- YAGEOは非常にバランスの取れた多様なセグメントから収益を得ており、YAGEOの顧客基盤及び顧客との密接な関係性は、対象者が様々なエンドマーケットにおいて活用することができることから、事業を拡大する上で有用であると考えております。例えば、対象者は、売上高のうち自動車や民生機器の顧客向けが一定の割合を占めておりますが、それ以外の分野での成長についてもYAGEOがサポートすることが可能と考えております。

(ウ) 対象者のNTCサーミスタのグローバルでの販売拡大

- 対象者はアジア市場により重点を置いている一方、YAGEOは南北アメリカ、ヨーロッパ及びアジアで強い存在感を示しております。YAGEOの広範なグローバルの販売・マーケティングネットワークを生かし、対象者のNTCサーミスタ事業のさらなる強化を支援できると考えております。

- YAGEOは、電子部品業界で広く認知されているグローバル流通ネットワークと長期的で強固な関係を築いていると考えております。このネットワークにより、YAGEOは250,000以上の最終顧客にリーチし、年間10億米ドル以上の製品の再販価値を実現することができます。対象者は、このような広範な流通プラットフォームへのYAGEOのアクセスを活用することで大きな利益を得ることができるとYAGEOは考えております。
- (エ) より長期の、デザインインベースかつ収益性の高いビジネスの獲得
 - 幅広い製品選択により顧客にトータルソリューションを提供することは、YAGEOの重要な戦略の一つです。
 - 対象者製品をYAGEOの製品ポートフォリオに組み込み、主要エンドマーケットの構成部品/最終製品におけるYAGEO製品の割合を増やすことで、デザインイン能力を有するYAGEOのノウハウを活用しながら多くの製品を顧客に供給できることから、両社はブランド/OEMクライアントとの、より長期的なデザインインベースかつ収益性の高いビジネスを共に獲得することができると考えております。
 - YAGEOの製品ポートフォリオの磁気及びディスクリット半導体において、YAGEOはOEM顧客と提携し、顧客プラットフォームの設計及びBOM(電子部品の部品構成表)定義の初期段階で関与することができます。この早期のアクセス及びOEM顧客との設計サイクルの共同は、より高いレベルのクロスデザイン、そして最終的にはYAGEO製品ポートフォリオのより広範な領域のクロスセリングを促進すると考えております。YAGEOは、対象者がこのようなYAGEOのワンストップの設計ソリューションのコンセプトを活用することで、大きな利益を得ることができると考えております。
- (オ) センサ及び回路保護プラットフォーム全体の設計と開発
 - YAGEOはNTCの開発・製造・販売だけでなく、回路保護事業やセンサ事業全体(売上高4億ドル)を本取引後に対象者に統合する方針です。
- (カ) 成長投資の加速
 - YAGEOは対象者と比較して高い投資能力を有しております。YAGEOは、本取引の完了に伴い対象者が成長投資を加速することを支援する意向であり、対象者はより飛躍的な事業成長の機会を追求することができると考えております。

V. 小括

上記「III.対象者を含む日本の電子部品メーカーが抱える課題」に記載のとおり、YAGEOは、YAGEO及び対象者の属する受動部品メーカーの市場は非常に激しい競争環境にあると分析しております。

もっとも、YAGEOは、本取引には、上記「IV.YAGEOグループとの想定シナジー等」の(ア)乃至(カ)記載のとおりシナジーがあると考えているため、これにより、YAGEOと対象者が一体となり、電子部品メーカーが曝されている厳しい競争環境を勝ち抜くことが可能となると考えます。YAGEOは、本取引により対象者が「III.対象者を含む日本の電子部品メーカーが抱える課題」における「(イ)対象者について」で述べた利点を活用することにより、全ての株主及びステークホルダーに対して意義あるシナジー効果を発現し企業価値を最大化できると考え、2024年9月頃から本取引の検討を開始しました。2024年10月11日、YAGEOは、まず、YAGEOの創業者兼会長と対象者の代表取締役社長との面談を通じて業務提携の可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。しかしながら、2024年10月21日、対象者が当該面談の実施を拒否する旨を回答したため、2024年11月4日、YAGEOは対象者の代表取締役社長宛てにレターを直接送付し、対面での面談を通じて背景説明を行うことについて申し入れました。しかしながら、2024年11月26日、YAGEOは、YAGEOによる面談の申し入れを再度拒否する旨のレターを対象者から受領いたしました。その

後、YAGEO は、本取引について対象者取締役会と友好的に協議することを目的として、企業買収行動指針の趣旨に沿って、2024年12月30日に、対象者の取締役会に対して、本取引を通じて対象者株式の全てを1株あたり4,300円で取得する意向、本取引後のYAGEOと対象者間における潜在的なシナジー及び本取引後の経営方針等を記載した本意向表明書を提出いたしました。また、YAGEO は、YAGEO の本取引に関する提案や、両社の潜在的なシナジー効果に加えて、対象者の企業価値を高めるためのさらなる成長に向けたYAGEO の計画についても詳細に説明するための詳細な補足資料を対象者に提供いたしました。なお、YAGEO は、本意向表明書の提出にあたり、経済産業省が策定した企業買収行動指針を含む、日本における企業買収に関する諸法令を注意深く確認しております。YAGEO は、本意向表明書の提出後、その内容及びYAGEO の意思を可能な限り速やかに説明し、協力して相互の合意に達する機会を設けるよう、対象者に対して面談実施の要請を続けておりましたが、その機会を得ることができませんでした。かかる状況を踏まえて、YAGEO は、2025年1月13日に、対象者代表取締役社長宛てにレターを送付し、具体的な日程候補も含めて再度面談の実施を要請しましたが、2025年1月16日において、YAGEO は本取引に関する検討にあたって、守秘義務契約書の締結を必要とする旨のレターを対象者より受領し、2025年1月22日において、対象者から本対象者NDA案を受領しました。本対象者NDA案はYAGEO に一方的な守秘義務を課すとともに、一定期間YAGEO による対象者株式の取得並びに本取引に関する公表及び開始等を禁止するものでしたが、YAGEO は、対象者の情報を受領するためではなく、専らYAGEO による提案内容を対象者に口頭で直接説明するために面談を依頼しており、かかる面談を行うためには本対象者NDA案の締結が必要であるという対象者の回答は、実質的には面談を拒否するに等しいと考えております。しかしながら、YAGEO としては対象者の理解を得た上で本取引を進めたかったため、面談の実施には本対象者NDA案の締結を前提とするべきではないことを対象者に説明し、引き続き面談実施の要請を行いました。本日時点までにはそのような機会を得ることができませんでした。対象者が当該機会を与えないことについて、YAGEO は対象者から合理的な説明を受けられていない現状を踏まえ、対象者の株主の皆様にもYAGEO の提案をご検討いただく機会が提供されなくなることを懸念したため、透明性あるプロセスを通じて、対象者の株主の皆様判断のために有益な情報が、公開買付者と対象者から適切かつ積極的に提供されることを促し、もって対象者の株主の皆様が本取引の是非や取引条件に関して対象者及びその株主のために最適な選択をすることができる状況を確認することを企図し、本日、「I. 本公開買付けの概要」の「⑥公開買付開始時期」に記載の通り、YAGEO は本取引に関する予定を公表することを決定いたしました。

②本取引後の経営方針

I. 経営体制については、今後対象者と一緒に協議し決定いたします

YAGEO は、対象者の日本における製造設備及び研究開発能力を維持し、YAGEO の関連する事業活動を対象者と効率的に連携しながら、回路保護部品部門及び潜在的にはより広範なセンサ事業グループの経営を対象者に委任する予定です。YAGEO は、対象者の技術リーダーシップを推進するためのさらなる研究開発のリソースと、対象者の成長を支援する追加的な財務リソースの提供を検討しております。また、YAGEO は、今後の成長に備えて日本における対象者の生産能力と設備を拡大する予定です。YAGEO は、YAGEO のグローバルにおける流通プラットフォームとグローバルの顧客基盤へのアクセスを通じて対象者による顧客へのリーチを強化し、特に南北アメリカとEMEA（ヨーロッパ、中東、アフリカ）における対象者のグローバル市場シェアの拡大を加速できると考えております。各事業のリソースが連携され、またYAGEO から更なる資金が援助されることにより、対象者の事業は、YAGEO の回路保護部品とセンサと合計して売上高6億ドルを超える規模の事業群となり、その規模、製品の幅広さ及び技術の観点から重要な電子部品の有力企業となるものと考えております。YAGEO の直近の統合の成功事例は、対象者の成功を確かなものとするために提供可能な全て

のサポートを YAGEO から受けながらも、独立して経営できる可能性が高いという安心感を対象者に与えるものと確信しております。

YAGEO は、本公開買付けが成立した場合には、共にセンサ業界の変革、世界屈指のセンサメーカーを目指していきたいと考えておりますので、具体的な経営体制については、両社の企業価値をさらに向上させる観点から対象者と誠実に協議を行った上で決定いたします。

本取引後、両社のシナジーを早期に実現し、対象者の潜在的な企業価値を顕在化し、共に世界屈指の産業のセンサメーカーを目指していきたいと考えております。YAGEO は、対象者の長期的に新たな価値創造を実現するという長期的な経営ビジョンは、YAGEO の長期的な成長と企業価値向上という経営理念と十分に一致していると考えております。したがって、YAGEO は、2024 年 5 月 20 日に公表された対象者の中期経営計画で言及されている第 1 段階の「成長基盤の整備」から開始し、各成長段階における対象者の長期的な成長を支援して参ります。例えば、YAGEO は、中期経営計画に記載された以下の 3 つの経営基盤のそれぞれに深く同意し、これを支援いたします。

(ア) 製品開発

- YAGEO は、対象者が、顧客ニーズの把握、開発、及び設計というサイクルを繰り返すことを通じて、温度センサ完成に向けた開発を推進することができると理解しております。
- そして、YAGEO は、対象者が新製品及び新市場の拡大を企図する場合、本取引は大いに有効であると考えております。統合に伴い、YAGEO は、センサ関連事業を対象者に統合し、「②本取引後の経営方針」の「I. 経営体制については、今後対象者と一緒に協議し決定」に記載の通り経営全体を委任する意向です。これにより、温度異常を検出するための重要なセンサ機能を提供するだけでなく、対象者が回路保護事業全体を設計、開発することが可能となります。
- YAGEO は、対象者の強みと技術力を活かして、回路保護全体の幅広いニーズを直接満たす機能を提供することが、顧客ニーズを上回る製品の開発や新製品・新市場の拡大に大きく貢献すると考えております。

(イ) 生産性の向上

- YAGEO は、両社の相補性が生産性向上に大きく貢献すると考えております。例えば、世界 61 拠点の YAGEO の製造拠点及び資源を活用することにより、対象者は、「生産ラインを海外工場へ移転する」という選択肢が広がります。
- 検査・組立工程において、YAGEO は、AI 導入、自動化、協働ロボットによる省人化を既に実施しており、ノウハウやデータの共有により、対象者のさらなる生産性向上に貢献できます。
- 当該経営基盤における、海外工場への生産ライン移管、AI 導入による自動化、協働ロボットによる省人化等の各戦略は、YAGEO が目指すものと整合しており、YAGEO はそれを全面的に支持いたします。

(ウ) マーケティング

- YAGEO は、対象者が、幅広い顧客において高い顧客内シェアを有する YAGEO の広範なネットワークを活用することにより、マーケティング戦略を加速できると考えております。
- 例えば、対象者は、3 つの顧客カテゴリーにわたって、YAGEO の広範なグローバル販売・マーケティングネットワークを活用することができます。これには、YAGEO がエンジニアリングリソースを最大限に活用して長期／デザインインベースのビジネスを獲得しているブランド／OEM 顧客、直販及びマーケティングの専門家を通じて自社製品を幅広く販売している EMS 顧客、及びグローバルの流通業者を通じて製品を販売している約 22 万 1,000 社の幅広い顧客が含まれます。

- YAGEO のネットワークを活用することにより、対象者は NTC サーミスタを幅広い顧客に販売し、顧客のニーズをより良く把握し、より多くのイノベーションを創出することができ、対象者が目指す新たな分野、新製品、新サービス、新市場の開発が容易になると考えられます。YAGEO は、これこそがまさに「世界中の顧客とのコラボレーションを通じてシナジーを生み出す」ことであると信じております。

YAGEO は、「②本取引後の経営方針」の「I. 経営体制については、今後対象者と一緒に協議し決定」における (ア)、(イ)、(ウ) に記載の経営基盤に対する支援に加え、対象者が中期経営計画における財務目標を達成することを支援するとともに、将来の成長のための投資、報酬プラン、新規事業開発等、対象者の長期的な成功を様々な側面から支援いたします。

YAGEO は、対象者に YAGEO グループへ入っていただくことがゴールではなく、対象者が持続的に成長可能な企業となるための第一歩として、本取引後長きにわたって、対象者が YAGEO グループと共に成長し続ける企業になっていただくことがなにより重要と考えております。そのためには、対象者がこれまで培ってきた優れた企業文化を維持する必要があり、そのような企業文化の担い手である対象者従業員の皆様が、高いモチベーションと大きな希望をもって、これまで同様に主体的にご活躍いただくことが必須であると考えております。会社の最善の利益に基づいて必要なすべての決定を行うことを前提に、具体的な人員配置については、今後対象者と協議し決定することを考えておりますが、本取引の実行後の対象者の役員については、YAGEO グループ入りした他のグループ会社と同様に、YAGEO グループからの派遣は、最小限の範囲に留める予定です。また、対象者及び既存の取引先の取引関係についても、原則として維持する予定です。

一方、これまでの YAGEO の M&A や PMI の経験より蓄積された経営ノウハウを用いて、YAGEO グループとのシナジーを早期に実現するために、YAGEO グループのトップマネジメントはもちろんのこと、現場レベルの責任者が継続的に対象者を訪問し、また対象者には YAGEO をご訪問いただく予定です。YAGEO は、対象者を訪問の上、対象者の役職員の皆様と直接協議を行い、両社の将来の成長に向けた成長戦略課題について協議いたします。YAGEO グループは、世界をリードするセンサ企業になるための責任を担って参ります。

II. 対象者ブランドについて、維持することを慎重に検討いたします

商号につきましては、基本的には YAGEO グループ入りした会社には社名に「YAGEO」を冠していただくこととしておりますが、対象者ブランドは既にセンサ業界でその名を知られていることを踏まえて、維持する方向も含めて慎重に検討して参ります。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

YAGEO は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て (対象者が所有する自己株式 (313,437 株) を除きます。) を取得できなかった場合のうち、(i) 本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90% 以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(ii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 以上 90% 未満に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(iii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、YAGEO は、本スクイズアウト手続を実施することを予定しており、上記 (i) の場合は、公開買付者をして、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。) 第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、株式売渡請求を行わせる予定であり、上記 (ii) 及び (iii) の場合には、公開買付者をして、対象者に対して、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合 (以下「本株式併合」といいます。) を行うこと及び本株式併合の効力発

生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を要請させる予定です。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、上記 (iii) の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。

但し、上記 (iii) の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、最終的には、公開買付者をして、対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437 株）を除きます。）を取得させることを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です（このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。）。YAGEOは、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しております。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

なお、上記追加取得において、公開買付者が株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付価格と同額）といたします。

①株式売渡請求

YAGEOは、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者をして、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。以下本①において同じです。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）させる予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株あたりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主全員からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

②株式併合

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、YAGEOは、公開買付者をして、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を遅くとも本公開買付けの成立後3ヶ月以内を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請させる予定です。

本臨時株主総会の開催時期等については、YAGEO 及び公開買付者と対象者にて協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請いたします。なお、YAGEO 及び公開買付者としては、本臨時株主総会の開催に向けて対象者にご協力いただけるよう誠実にご説明を差し上げる予定ですが、仮に対象者にご協力いただけない場合には、やむを得ず、株主としての地位に基づいて本臨時株主総会の開催のために必要となる手続を、自ら、できる限り速やかに実施する予定です。また、YAGEO は、自ら及び公開買付者をして、本臨時株主総会において上記各議案に賛成し、又は賛成させる予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより対象者株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主（公開買付者を除きます。）の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式（以下「本端数合計株式」といいます。）を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。本端数合計株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう要請する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関連法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者に速やかに公表していただくよう要請する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、YAGEO は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所

の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続が実行された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、本公開買付けにおいては、本公開買付け成立後に公開買付け者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らない場合もあり得るところ、その結果、上記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない可能性があります。しかし、当該承認を得られない場合であっても、YAGEOは、公開買付け者をして、対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437株）を除きます。）を取得させることを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です。公開買付け者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限り）を予定しております。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化の方針を変更いたしません。なお、上記追加取得において、公開買付け者が株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付け価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付け価格と同額）といたします。

(5) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(6) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

YAGEOは、本取引が、YAGEOグループとのシナジー実現等により対象者の中長期的な企業価値を向上させ、同時に対象者の株主の皆様に対して市場株価に大幅なプレミアムを付した公正な対価の分配を可能ならしめる点で、企業買収行動指針における「望ましい買収」に該当すると考えており、その実施に際して対象者の株主の皆様のご判断に有益な情報を適切かつ積極的に開示し（透明性の原則）、対象者の株主の皆様のご合理的な意思決定の機会を確保した上で、株主の皆様のご判断に最終的に依拠することとする（株主意思の原則）等、手続の公正性に最大限配慮する所存です。具体的には、以下のとおり、企業買収行動指針を遵守する方法による本取引の実施をご提案いたします。

① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

YAGEOとしては、本プレスリリースを通じて、対象者やその株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報を提供しているものと考えております。また、YAGEOは、(i)本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び今後対象者が設置することが予想される対象者特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び対象者特別委員会から、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば真摯に対応する予定であり、そのために必要かつ十分な期間を確保するとともに、(ii)対象者やその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保するとともに、(iii)本許認可等手続の完了予定時期の見込み（2025年5月下旬）も踏まえ、2025年5月上旬には、本許認可等手続が本公開買付け期間の末日（2025年6月17日を予定）までに完了すること

が、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025年5月7日に本公開買付けを開始することを想定しており、本公開買付け期間について30営業日を予定していることから、これらをあわせると、本公開買付けは、本日から本公開買付け期間の末日までの間に、4ヶ月以上の検討期間を設定しており、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超えているため、対象者やその株主の皆様が本取引をご検討するに際して、必要な時間的猶予を十分に提供しているものと考えております。

したがって、YAGEOは、企業買収行動指針に規定されている「株主意思の原則」や「透明性の原則」を遵守しており、必要な情報を適切に提供し、透明性・公正性が十分に確保された上で、株主が買収者による株式の取得に応じるか否かを判断（インフォームド・ジャッジメント）する機会は、十分に確保されているものと考えております。

② 強圧性を排除することを意図した条件設定

(i) 非公開化を目的とした買付予定数の設定等

本公開買付けにおいては、YAGEOは、最終的に公開買付者をして対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437株）を除きます。）を取得させることを目的としており、買付予定数の上限を設けておりません。

また、YAGEOは、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437株）を除きます。）を取得できなかった場合のうち、本公開買付けの結果、(i) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(ii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満に相当する対象者株式を所有するに至った場合、(iii) 公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、対象者を完全子会社化する方針を変更せず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しており、上記(ii)及び(iii)の場合には、公開買付者をして、対象者に対して、本臨時株主総会の開催を要請させる予定です。上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、YAGEOは、上記(iii)の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。

なお、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない場合であっても、YAGEOは、公開買付者をして、対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式（313,437株）を除きます。）を取得することを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定です。YAGEOは、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限り、）を予定しております。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

また、上記追加取得において、公開買付者が株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付け価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、本公開買付け価格と同額）といたします。

したがって、本取引は、本公開買付けと同一の価格での本スクイーズアウト手続を実施することを予めコミットしたものであり、対象者の株主の皆様への強圧性を排除した条件になっているものと考えております。

(ii) 株主の皆様へ、公開買付けへの応募と取引の是非の両方について判断する機会を提供すること

を目的とした本公開買付期間の設定

YAGEO は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 7,624,600 株と設定し、(i) 応募株式の数の合計が 7,624,600 株に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行わないものの、(ii) 本公開買付期間中に応募株式の数の合計が 7,624,600 株に達した場合（確認の方法等については上記「1. 本公開買付けの概要」の（注3）をご参照下さい。）には、公開買付者をして速やかにその旨を公表させた上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する（但し、本公開買付期間の開始日から 21 営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しております。YAGEO は、これにより、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって強圧性を排除することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。

3. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社芝浦電子	
② 所在地	埼玉県さいたま市中央区上落合 2-1-24	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃	
④ 事業内容	サーミスタ、温度・湿度・風速センサ等の製造販売	
⑤ 資本金	21 億 4,461 万円	
⑥ 設立年月日	1953 年 3 月 3 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日 現在)	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12.3%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6.1%
	明治安田生命保険相互会社	5.4%
	BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	4.8%
	株式会社埼玉りそな銀行	4.6%
	株式会社三菱UFJ銀行	2.8%
	日星電気株式会社	2.2%
	BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2.1%
	株式会社SBI証券	2.1%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	1.8%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	

取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(2) 日程等

YAGEO としては、本日現在、本許認可等手続の完了に向けて対応を進めた上で、2025 年 5 月 7 日に、本公開買付けを開始することを予定していますが、今後対象者から公開情報では不明な事実を知らされる可能性はあることから、これらの手続に要する期間を正確に予想することは困難です。今後本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせするとともに、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付期間については、30 営業日に設定することを予定しております。YAGEO は、(i) 本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び今後対象者が設置することが予想される対象者特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び対象者特別委員会から、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば真摯に対応する予定であり、そのために必要かつ十分な期間を確保すること、並びに (ii) 対象者やその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保するとともに、(iii) 本許認可等手続の完了予定時期の見込み (2025 年 5 月下旬) も踏まえ、2025 年 5 月上旬には、本許認可等手続が本公開買付期間の末日 (2025 年 6 月 17 日を予定) までに完了することが、国内外の法律事務所を起用して精査した結果に基づき合理的に見込まれると判断できると考えたことから、2025 年 5 月 7 日に本公開買付けを開始することを想定しております。これにより、本日から本公開買付期間の末日までの期間は、法が定める公開買付けの最長期間である 60 営業日を超えているため、対象者の一般株主の皆様の本公開買付けに応募するかどうかの判断機会は確保されるものと考えております。加えて、本公開買付期間中に応募株式の数の合計が買付予定数の下限 (7,624,600 株) (当該買付予定数の下限に関する詳細については、上記「2. 買付けの目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。以下同じです。) に達した場合 (確認の方法等については上記「1. 本公開買付けの概要」の (注 3) をご参照ください。) には、YAGEO は公開買付者をして速やかにその旨を公表させた上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する (但し、本公開買付期間の開始日から 21 営業日以内に応募株式の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで 10 営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない) ことを予定しております。YAGEO は、これにより、本取引の是非に関する意思表示 (賛否) と、公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、これをもって本公開買付けの強圧性を排除することを意図しております。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 4,300 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

本公開買付価格 (4,300 円) は、①本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 2 月 4 日 (基準日) の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 (3,140 円)、同日までの直近 1 週間の終値単純平均値 (3,169 円)、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 (3,213 円)、同日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 (3,252 円)、及び同日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 (3,274 円) に対してそれぞれ 36.94%、35.69%、33.83%、32.23%、及び 31.34%のプレミアムを加えた価格であり、2024 年 1 月から 12 月までに公表された案件公表前の PBR が 1 倍以上であった上場会社の非公開化を

目的とした事例37件（但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。）におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%）に照らしても遜色がないこと、②東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR（株価純資産倍率）が0.8倍であるところ、本公開買付け価格はPBR1.9倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えております。現時点において、本取引を通じて対象者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者の株主の皆様へ企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行われなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会を提供するものであると考えております。

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「2. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付け価格を決定していることから、本公開買付け価格は公開買付者の株主にとっても合理的な価格であると考えており、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

(5) 買付予定の普通株式の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,246,293 株	7,624,600 株	—株

- (注1) 公開買付者は、応募株式の総数が買付予定数の下限（7,624,600 株）に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。応募株式の総数が買付予定数の下限（7,624,600 株）以上の場合は、応募株式の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の普通株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者自己株券買付状況報告書に記載された2024年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（313,437 株）（同日現在においてBIP信託が所有する対象者株式169,050株を含みません。）を控除した株式数（15,246,293 株）になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式（313,437 株）を取得する予定はありません。
- (注5) 上記の買付予定数及び買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、本公開買付けにおける実際の数字が上記の数字と異なることとなる可能性があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	10 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)

買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	152,462 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	150,863 個	

(注1) 公開買付者は本日現在対象者株式を所有しておりませんが、本日現在、YAGEO は対象者株式 1,000 株 (所有割合: 0.01%) を所有しております。「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等前における株券等所有割合」は、本公開買付けの開始までに調査の上、訂正が必要な場合には、本公開買付け開始時に訂正した内容を開示します。なお、各特別関係者の所有株券等も、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、0 個としております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2024 年 12 月 13 日に提出した対象者自己株券買付状況報告書に記載された 2024 年 11 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (15,559,730 株) から、対象者自己株券買付状況報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (313,437 株) (同日現在において BIP 信託が所有する対象者株式 169,050 株を含みません。) を控除した株式数 (15,246,293 株) に係る議決権の数 (152,462 個) を分母として計算しております。

(7) 買付代金

65,559,059,900 円 (予定)

(注) 買付代金は、上記「(5) 買付予定の普通株式の数」に記載した本公開買付けの買付予定数 (15,246,293 株) に本公開買付価格 (4,300 円) を乗じた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① その他買付け等の条件及び方法

「決済の方法」、「公開買付開始公告日」及び「その他買付け等の条件及び方法」については、上記「(2) 日程等」と同じく、決定次第お知らせいたします。なお、公開買付代理人は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、復代理人は三菱UFJ e スマート証券株式会社を起用する予定です。

② 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株式の総数が買付予定数の下限 (7,624,600 株) に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。応募株式の総数が買付予定数の下限 (7,624,600 株) 以上の場合には、応募株式の全部の買付け等を行います。

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付けの目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定す

るに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針]、「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

5. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下、「米国証券取引所法」といいます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は本公開買付けには適用されないため、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、本公開買付以外の方法で対象者株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイト上にも掲載されるものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。